

令和4年1月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年1月12日(水) 午前9時30分～

開催場所 橋本市民会館 1階 ギャラリー

出席委員(農業委員)

1番	和田 守央	○	2番	釜谷 弘	○	3番	佐藤 正幸	◎
4番	中谷 一民	◎	5番	畑 昌男	○	6番	林 義文	○
7番	大西 敏夫	○	8番	田中 里美	○	9番	森口 佳幸	○
10番	廣田 征男	○	11番	池田 泰子	○			

(農地利用最適化推進委員)

橋本	山本 裕之	○	山田	山本 雄三	○	山田	笠原 伸也	○
紀見	嶋 鎌三	○	紀見	森本 芳克	×	隅田	中岡 耕二	○
隅田	島野 豊和	○	恋野	出山 泰久	○	学文路	峠 清彦	○
学文路	大上 史郎	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	尾上 文啓	×
信太	坂口 佳弘	○	信太	小谷 純一	×			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

- 議 案
- 第1号 空き家に付随する農地指定登録について
 - 第2号 非農地証明願について
 - 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
※ 農地所有適格法人の承認
 - 第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第6号 和解の仲介の申立てについて
 - 第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について
 - 第8号 同(中間管理事業分)
 - 第9号 相続人の納税猶予に関する適格者証明願について

報 告 第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和4年1月農業委員会総会を開催します。
会長よりの挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。
す。

会長 ー会長挨拶ー
議長 議案の審議に先立ち、議事録署名人の選任を行います。
議席番号3番 和田 守央委員
議席番号4番 釜谷 弘委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第1号 空き家に付随する農地指定登録について)

事務局 議案第1号について議案書を基に説明。
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

釜谷委員 ●提出番号1番
空き家に通じる道が隘路(あいろ)となっており、門扉の開閉が困難なことから隣接地の■■■■番を分筆し、空き家に付随する農地として登録申請した。特に問題は無いと判断した。また、一部は庭園化している。

議長 議案第1号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので、議案第1号について許可することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第2号 非農地証明願について)

事務局 議案第2号について議案書を基に説明
議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

林委員 ●提出番号1番
現況、竹木が繁茂しており、所有者自身も埼玉県に居住していることから、今後も農地としての維持管理については無理と思われる。今回の願出は致し方ないと判断する。

議長 議案第2号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので、議案第2号について承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

- (議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について)
- 事務局 議案第3号について議案書を基に説明
- 議長 提出番号1番案件は、法人の農地取得になりますので、農地所有適格法人の要件について説明をお願いします。
- 事務局 法人の要件審査説明
- 議長 農地所有適格法人について質疑ございませんか。
質疑がないようですので、申請法人を農地所有適格法人として了承することにご異議ございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。
- 釜谷委員 ●提出番号1番
代表取締役は個人的に近傍地で水田80アール耕作しており、十分維持していけると判断する。
- 中谷委員 ●提出番号2番
農業経営に意欲があり適当と考える。
●提出番号3番
申請地は自宅に隣接しており、様々な野菜を栽培したいとしており適当と考える。
- 畑委員 ●提出番号4番
計画通りに推移するか、見守りが必要と思われる。
●提出番号5番
譲受人の耕作意欲等もあり、現状の柿と併せて野菜の栽培を行いたいとのこと。また、通作等の利便性も考慮し適当かと思われる。
●提出番号6番(小原田分)
耕作意欲があり、農業に適した人物でもある。真面目に農業に取り組んでもらえそうで問題ないと考えます。
- 田中委員 ●提出番号6番(胡麻生区分)
耕作意欲があり、農業に適した人物でもある。真面目に農業に取り組んでもらえそうで問題ないと考えます。
- 佐藤委員 ●提出番号7番
雑草繁茂の抑制が期待でき適当と思われる。
- 和田委員 ●提出番号8番
譲受人は隣接農地を耕作しており、今後の農業経営も問題ない。

議長 議案第3号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので、議案第3号について許可することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について)

事務局 議案第4号について議案書を基に説明

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

和田委員 ●提出番号1番

申請地は住宅地内にあり、住宅に転用することに問題なし。

議長 議案第4号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第4号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について)

事務局 議案第5号について議案書を基に説明

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

佐藤委員 ●提出番号1番

特に問題ありません。

林委員 ●提出番号2番

申請者に南側奥地の利便性が低い農地の転用理由を問いただしたところ、北側に隣接する土地との一体利用を計画しているとのことであった。

議長 議案第5号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第5号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第6号 和解の仲介の申立てについて)

事務局 議案第6号について議案書を基に説明

議長 議案第6号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第6号について農業委員会とし

て和解の仲介を行うことにご異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

和解の仲介を行うにあたり、農業委員から仲介委員を3名指名することになります。

仲介委員として、当該地の担当委員である林委員、双方の居住地の担当委員である佐藤委員、統括として廣田会長職務代理とすることにご異議ございませんか。

委員

異議なし。

(議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について及び議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について(中間管理事業分))

議長

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について」並びに議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について(中間管理事業分)」は橋本市農業委員会会議規則第9条の規定に基づき一括審議といたします。

事務局

議案第7号・8号について議案書を基に説明

議長

議案第7号・8号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので議案第7号・8号について承認することにご異議ございませんか。

委員

異議なし。

(議案第9号 相続人の納税猶予に関する適格者証明願について)

事務局

議案第9号について議案書を基に説明

議長

担当委員より調査結果の報告をお願いします。

廣田委員

●提出番号1番

各ほ場とも耕作されており相続人も今後農業を継続していくとのことで問題はないと思われ、適当と認める。

議長

議案第9号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第9号について承認することに、ご異議ございませんか。

委員

異議なし

(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について)
事務局 報告第1号について議案書を基に説明

(閉会)
議長 以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案・報告はすべて終了しました。
令和4年1月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会 議長(会長) 池田 泰子 ⑩

署名委員 佐藤 正幸 ⑩

署名委員 中谷 一民 ⑩